

京都市訓令甲第 4 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 22 年 9 月 30 日

京都市長 門 川 大 作

第 2 条第 6 号カ中「及び歴史資料館」を「並びに歴史資料館及び産業技術研究所」に改め、同条第 7 号中「に置かれている工業技術センター及び繊維技術センター」を削り、「庶務を担当する課長」を「企画情報室副室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)